

徳島県子ども・子育て 支援事業支援計画(案)



徳 島 県

目 次

第1章 計画策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 基本理念と取組み方針

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画を推進する上での重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 計画の推進体制と点検・評価

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 計画の達成状況の点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第4章 具体的な取組み

第1節 区域の設定

- 1 県区域設定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 県区域設定の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 県区域設定の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2節 教育・保育の提供体制の確保

- 1 教育・保育の量の見込みにおける基本的考え方・・・・・・・・ 8
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容
及びその実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3節 地域子ども・子育て支援事業の推進

- 1 各事業の量の見込みにおける基本的考え方・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施
時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 「放課後子ども総合プラン」への対応・・・・・・・・・・・・・・ 20

第4節 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

- 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要
性等に係る基本的考え方及びその推進方策・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 認定こども園の普及に関する基本的考え方・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 認定こども園の目標設置数、設置時期・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 4 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

| | | |
|-----|--|----|
| 5 | 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策 | 23 |
| 6 | 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策 | 24 |
| 第5節 | 教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上 | |
| 1 | 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の具体的な必要見込み人数とその確保方策 | 25 |
| 2 | 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保方策 | 26 |
| 3 | 質の向上策 | 26 |
| 4 | 「子育て支援員（仮称）」の認定のための研修実施 | 26 |
| 5 | 「放課後児童支援員」の認定のための研修実施 | 26 |
| 第6節 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | |
| 1 | 児童虐待防止対策の充実 | 27 |
| 2 | 社会的養護体制の充実 | 28 |
| 3 | ひとり親家庭の自立支援の充実 | 29 |
| 4 | 障がい児施策の充実 | 30 |
| 第7節 | 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 | |
| 1 | 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し | 32 |
| 2 | 仕事と子育ての両立のための基盤整備 | 33 |

第5章 広域調整及び教育・保育情報の公表

第1節 広域調整

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 | 34 |
| 2 | 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整 | 34 |

第2節 教育・保育情報の公表

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 教育・保育情報の公表の実施方法等 | 35 |
|---|------------------|----|

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 別表1 | 保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期 | 36 |
|-----|-----------------------------|----|

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 別表2 | 認定こども園の目標設置数、設置時期 | 51 |
|-----|-------------------|----|

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、徳島県次世代育成支援行動計画「徳島はぐくみプラン」を策定し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに取り組んできました。

その後、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

この「子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）」は、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町村及び都道府県がその提供体制を確保することを基本理念としています。

市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画（以下、「市町村計画」という。）」を策定し、新制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うこととしています。

県は、「県子ども・子育て支援事業支援計画（以下、「県計画」という。）」を策定し、市町村がこれらの役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずることとしています。

このような子ども・子育て関連3法の趣旨を踏まえ、本県における新制度の円滑な施行に適切に対応し、待機児童対策をはじめとする子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むことにより、「安心して子どもを産み育てることができる徳島」を実現するため、法に基づく徳島県子ども・子育て支援事業支援計画を策定することとしました。

2 計画の性格

本計画は、法第62条第1項の規定に基づくとともに、県内市町村が策定する市町村計画を踏まえて策定するものです。

また、本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の新たな計画推進期間とする「第2期 徳島はぐくみプラン（仮称）」の子育て支援施策に係る実施計画として位置付けるとともに、その他の関係計画等との調和・連携を図ります。

さらに、国が平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」に基づく県行動計画としても位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第62条 都道府県は、基本指針に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

第2章 基本理念と取組み方針

1 計画の基本理念

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与します。

2 計画の基本目標

(1) 安心して子どもを生み育てることができる社会の実現

共働き世帯の増加や核家族化の進行、労働形態の変化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化中、全ての人々が家庭や子育てに夢を持ち、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を目指します。

(2) 全ての子どもの健やかな育ちを確保

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象に、健やかな育ちを確保します。

(3) 子どもの発達段階に応じた、質の高い教育・保育及び子育て支援の実施

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障します。

(4) 地域の実情や子育て家庭のニーズに沿った子育て支援施策の推進

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させます。

(5) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

子どもの健やかな成長を保障するため、妊娠・出産期における妊産婦の健康の悩みや育児への不安解消に向けた支援を含む切れ目のない支援を行います。

(6) 関係機関の連携した取組み

県、市町村、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携・協働して地域の子育て支援に取り組みます。

3 計画を推進する上での重点課題

(1) 待機児童の早期解消

東部地域を中心として保育所の待機児童が依然発生しており、潜在的保育ニーズを踏まえた提供体制を整備することにより待機児童の早期解消を図る必要があります。

(2) 過疎地域等における子育て支援サービスの充実

過疎地域における急速な少子化の進行を防ぐためには、子どもを生き育てやすい環境を整備することが急務です。

現在、過疎地域等においては、ニーズがありながらも、きめ細かな子育て支援サービスが受けられない状況があることから、全ての子どもや子育て家庭が等しく子育て支援サービスを受けることができるよう、過疎地域等における子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

(3) 保育士等の人材確保と質の向上

少子化が進行する中においても、本県における子育て支援ニーズは増加傾向にあり、今後、新制度の本格施行により、地域のニーズに応じた子育て支援サービスを質・量ともに充実させていくため、子育て支援に従事する保育士等の人材確保と質の向上を積極的に推進する必要があります。

第3章 計画の推進体制と点検・評価

1 計画の推進体制

本計画は、法第77条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関である徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（徳島県版「子ども・子育て会議」）の意見等を反映させたものです。

本計画の策定に当たっては、県と市町村との連携及び関係部局間の連携を図りながら検討を進めました。

本計画の推進に当たっては、県の部局横断的な推進体制である「徳島県少子化社会対策推進会議」を通じて関係部局間の緊密な連携を確保し、総合的な推進を図ります。

2 計画の達成状況の点検及び評価

（1）計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、本計画の達成状況を点検・評価し、結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

（2）計画の見直し

本計画の達成状況や市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じ、徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（徳島県版「子ども・子育て会議」）の意見等を踏まえながら本計画の見直しを行います。

なお、見直し後の計画期間は、当初の計画期間とします。

第4章 具体的な取組み

第1節 区域の設定

1 県区域設定の趣旨

本計画では、法第62条第2項第1号の規定に基づき、市町村が市町村計画において定める教育・保育提供区域等を勘案し、各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めます。

2 県区域設定の基本的考え方

本計画では、県区域の設定に際し、次の点を勘案しています。

- (1) 市町村が定める教育・保育提供区域
- (2) 隣接市町村間等における広域利用等の実態
- (3) 需給調整、広域調整への影響

(※1) 広域利用：居住している市町村ではなく、他の市町村に所在する幼稚園・保育所等を利用することをいう。

(※2) 需給調整：教育・保育施設から認可・認定の申請があった際に、その区域の利用定員の総数が必要利用定員総数に達しているか、設置によってそれを超える場合に、認可・認定しないことをいう。

3 県区域設定の内容

(1) 教育

私立幼稚園において、広域的な利用が行われていることを踏まえ、県全体を1区域として設定します。

(2) 保育

現状では、市町村ごとに需給バランスの確保が図られており、市町村間での広域利用も一部の隣接地域のみであることや、今回の各市町村における提供区域の設定や量の見込みに対する提供体制の確保策においても、市町村毎の対応となっていることを踏まえ、各市町村を1区域として設定します。

なお、具体的な区域設定は、次のとおりです。

| | | |
|-------------|---------------|-------------|
| 徳島地区（徳島市） | 勝浦地区（勝浦町） | 海陽地区（海陽町） |
| 鳴門地区（鳴門市） | 上勝地区（上勝町） | 松茂地区（松茂町） |
| 小松島地区（小松島市） | 佐那河内地区（佐那河内村） | 北島地区（北島町） |
| 阿南地区（阿南市） | 石井地区（石井町） | 藍住地区（藍住町） |
| 吉野川地区（吉野川市） | 神山地区（神山町） | 板野地区（板野町） |
| 阿波地区（阿波市） | 那賀地区（那賀町） | 上板地区（上板町） |
| 美馬地区（美馬市） | 牟岐地区（牟岐町） | つるぎ地区（つるぎ町） |

三好地区（三好市）

美波地区（美波町）

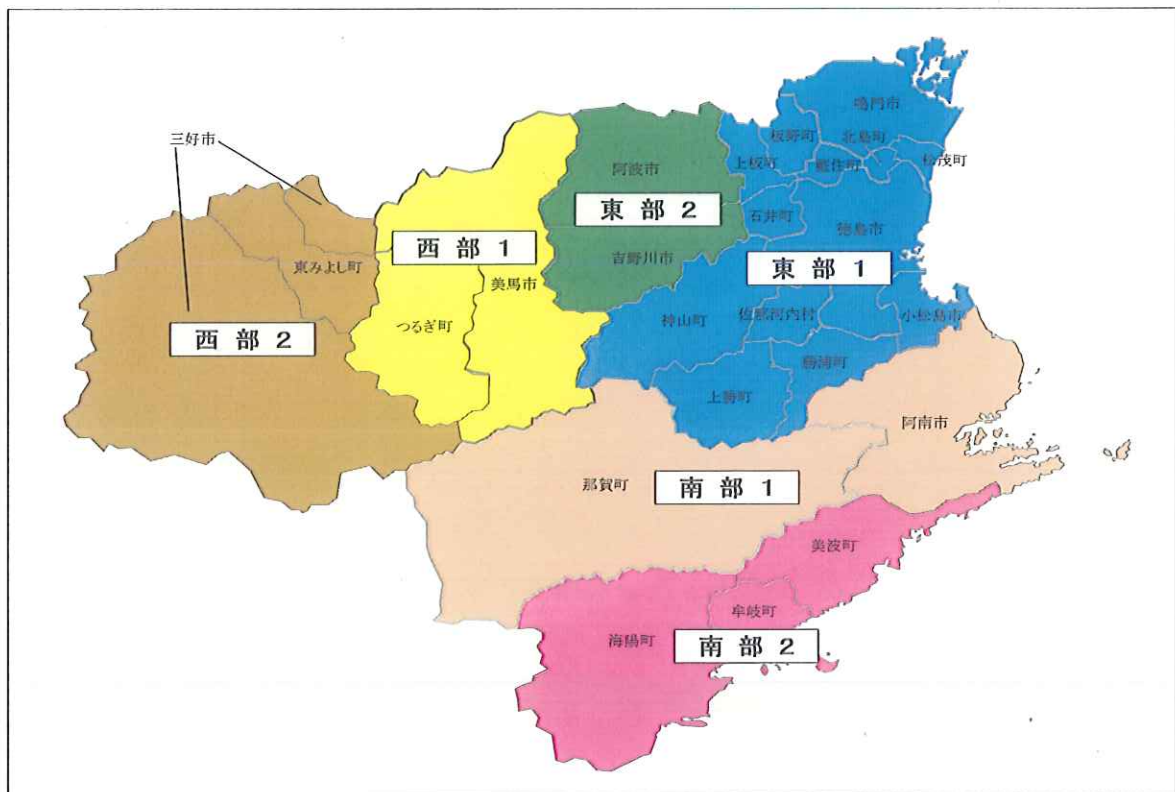
東みよし地区（東みよし町）

計24地区

(3) 地域子ども・子育て支援事業

病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業における広域利用の実態等を踏まえ、県内を6つの地域に分けて区域を設定します。

| 区域の種類 | | 構成市町村数 | 構成市町村 |
|-------|------|--------|--|
| 東部 | 東部 1 | 13 | 徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町 |
| | 東部 2 | 2 | 吉野川市、阿波市 |
| 南部 | 南部 1 | 2 | 阿南市、那賀町 |
| | 南部 2 | 3 | 美波町、牟岐町、海陽町 |
| 西部 | 西部 1 | 2 | 美馬市、つるぎ町 |
| | 西部 2 | 2 | 三好市、東みよし町 |



第2節 教育・保育の提供体制の確保

1 教育・保育の量の見込みにおける基本的考え方

各市町村においては、市町村計画に記載する各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たり、地域の子育て家庭に対して教育・保育施設の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況等に関するアンケート調査を実施しています。

その結果に基づいて算出した量の見込みを基に、地域の実情を踏まえて社会的流入等を勘案の上、子ども・子育て会議での審議等を経て、必要な調整を加え、最終的な量の見込みを定めています。

本計画の各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たっては、各市町村における数値を県が設定した区域ごとに集計し、認定区分^{*1}ごとに定めています。

(※1) 認定区分：法第19条第1項に定める施設型給付等を受ける子どもの支給認定の区分をいう。

| 認定区分 | 内 容 | 利 用 先 |
|------|------------------------|------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く） | 幼稚園、 認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども | 保育所、 認定こども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満で保育を必要とする就学前の子ども | 保育所、認定こども園、 地域型保育事業 |

2 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

各市町村においては、量の見込みに対する教育・保育の提供体制を確保するため、施設整備等による受入れ定員枠の拡大に取り組みます。

特に、保育については、国が定める「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに待機児童を解消すべく、計画的な施設整備に取り組みます。

(1) 教育

(単位：人)

| 年度 | 区 分 | 1号認定 | 2号認定 (教育) | 合 計 | |
|----|------------|----------------|--------------|-------|--------|
| 27 | 量の見込み ① | 4,550 | 3,192 | 7,742 | |
| | 確保の 内 容 | 教育・保育施設 | 6,710 | 3,531 | 10,241 |
| | | 確認を受けない 幼稚園 | 1,250 | 490 | 1,740 |
| | | 計 ② | 7,960 | 4,021 | 11,981 |
| | 差引 ②-① | 3,410 | 829 | 4,239 | |

(単位：人)

| 年度 | 区 分 | | 1号認定 | 2号認定 (教育) | 合 計 |
|----|------------|----------------|-------|--------------|--------|
| 28 | 量の見込み ① | | 4,515 | 3,165 | 7,680 |
| | 確保の 内 容 | 教育・保育施設 | 6,775 | 3,525 | 10,300 |
| | | 確認を受けない 幼稚園 | 968 | 352 | 1,320 |
| | | 計 ② | 7,743 | 3,877 | 11,620 |
| | 差引 ②-① | | 3,228 | 712 | 3,940 |
| 29 | 量の見込み ① | | 4,463 | 3,098 | 7,561 |
| | 確保の 内 容 | 教育・保育施設 | 6,966 | 3,601 | 10,567 |
| | | 確認を受けない 幼稚園 | 820 | 310 | 1,130 |
| | | 計 ② | 7,786 | 3,911 | 11,697 |
| | 差引 ②-① | | 3,323 | 813 | 4,136 |
| 30 | 量の見込み ① | | 4,352 | 3,027 | 7,379 |
| | 確保の 内 容 | 教育・保育施設 | 6,923 | 3,592 | 10,515 |
| | | 確認を受けない 幼稚園 | 820 | 310 | 1,130 |
| | | 計 ② | 7,743 | 3,902 | 11,645 |
| | 差引 ②-① | | 3,391 | 875 | 4,266 |
| 31 | 量の見込み ① | | 4,319 | 3,006 | 7,325 |
| | 確保の 内 容 | 教育・保育施設 | 6,882 | 3,554 | 10,436 |
| | | 確認を受けない 幼稚園 | 820 | 310 | 1,130 |
| | | 計 ② | 7,702 | 3,864 | 11,566 |
| | 差引 ②-① | | 3,383 | 858 | 4,241 |

(2) 保育

県全域の内容は、次のとおりです。

なお、区域ごとの内容については、別表1のとおりです。

(単位：人)

| 年度 | 区 分 | | 2号認定 (保育) | 3号認定 | | 合 計 |
|--------|------------|---------|--------------|-------|-------|--------|
| | | | | 1・2歳児 | 0歳児 | |
| 27 | 量の見込み ① | | 8,298 | 6,250 | 1,636 | 16,184 |
| | 確保の 内 容 | 教育・保育施設 | 8,605 | 6,109 | 1,646 | 16,360 |
| | | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 認可外保育施設 | 25 | 5 | 0 | 30 |
| | | 計 ② | 8,630 | 6,114 | 1,646 | 16,390 |
| 差引 ②-① | | 332 | ▲ 136 | 10 | 206 | |
| 28 | 量の見込み ① | | 8166 | 6205 | 1613 | 15,984 |
| | 確保の 内 容 | 教育・保育施設 | 9,021 | 6,297 | 1,728 | 17,046 |
| | | 地域型保育事業 | 0 | 72 | 12 | 84 |
| | | 認可外保育施設 | 25 | 5 | 0 | 30 |
| | | 計 ② | 9,046 | 6,374 | 1,740 | 17,160 |
| 差引 ②-① | | 880 | 169 | 127 | 1,176 | |

(単位：人)

| 年度 | 区 分 | | 2号認定 (保育) | 3号認定 | | 合 計 |
|--------|------------|---------|--------------|-------|-------|--------|
| | | | | 1・2歳児 | 0歳児 | |
| 29 | 量の見込み ① | | 8,036 | 6,170 | 1,589 | 15,795 |
| | 確保の 内 容 | 教育・保育施設 | 9,243 | 6,442 | 1,743 | 17,428 |
| | | 地域型保育事業 | 0 | 143 | 35 | 178 |
| | | 認可外保育施設 | 25 | 5 | 0 | 30 |
| | | 計 ② | 9,268 | 6,590 | 1,778 | 17,636 |
| 差引 ②-① | | 1,232 | 420 | 189 | 1,841 | |
| 30 | 量の見込み ① | | 7,845 | 6,081 | 1,562 | 15,488 |
| | 確保の 内 容 | 教育・保育施設 | 9,210 | 6,431 | 1,738 | 17,379 |
| | | 地域型保育事業 | 0 | 143 | 35 | 178 |
| | | 認可外保育施設 | 25 | 5 | 0 | 30 |
| | | 計 ② | 9,235 | 6,579 | 1,773 | 17,587 |
| 差引 ②-① | | 1,390 | 498 | 211 | 2,099 | |
| 31 | 量の見込み ① | | 7,774 | 5,986 | 1,540 | 15,300 |
| | 確保の 内 容 | 教育・保育施設 | 9,168 | 6,419 | 1,745 | 17,332 |
| | | 地域型保育事業 | 0 | 156 | 37 | 193 |
| | | 認可外保育施設 | 25 | 5 | 0 | 30 |
| | | 計 ② | 9,193 | 6,580 | 1,782 | 17,555 |
| 差引 ②-① | | 1,419 | 594 | 242 | 2,255 | |

第3節 地域子ども・子育て支援事業の推進

1 各事業の量の見込みにおける基本的考え方

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、法により「地域子ども・子育て支援事業」が定められました。

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が市町村計画に従って実施し、県は、事業が円滑に運営されるよう必要な支援を行います。

地域子ども・子育て支援事業として定められた事業は、次の13事業です。

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

各市町村においては、教育・保育の量の見込みの算定と同様の手法により地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算定しています。

本計画の各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算定に当たっては、各市町村における数値を県が設定した区域ごとに集計して定めています。

2 各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

各事業の区域ごとの量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期については、次のとおりです。

なお、実費徴収に係る補足給付を行う事業及び多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、量の見込みに基づいて実施するものではないため、記載していません。